

診療委託契約条項

(診療業務の範囲)

第1条 乙の行う診療等の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 診療
- (2) 処置・手術その他の治療
- (3) 診療補助業務の指導

(債務の引受け等の承認)

第2条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面による甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

(代理人の届出)

第3条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

(材料器具等)

第4条 この契約による診療等に必要な材料器具等は、甲において準備するものとする。

(報酬の支払)

第5条 乙は、毎月分の報酬を適法な支払請求書をもって請求し、甲はこれを受理した日から30日以内の日に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第6条 甲は、前条に規定する約定期間に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をするまでの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.5パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息の額として、乙に支払わなければならぬ。ただし、その約定の支払時期までに支払をしないことが、天災地変等やむを得ない事由による場合は、特に定めのない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約の破棄)

第7条 乙がこの契約の条項に違反した場合に、甲は契約を破棄するも、乙は異議を申し出ることはできない。

(秘密保全)

第8条 乙は自衛隊に関し知り得た秘密にわたる事項については、第三者に漏らしてはならない。

(個人情報)

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって委託業務を行うものとする。

- 2 乙は、個人情報等の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。
- 3 乙は、診療業務に係る個人情報を他の目的のために使用してはならない。また、当該情報を第三者に提供してはならない。
- 4 乙は、この契約の履行に必要な場合を除き、乙の事業所から個人情報等を持ち出してはならない。
- 5 乙は、この契約の履行が終了した場合は、乙は個人情報等を甲に返却または廃棄しなければならない。
- 6 乙は、この契約の履行に際し、個人情報等を取り扱う従業員を明確にするものとする。
- 7 乙は、個人情報等を複製する場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。
- 8 乙は、従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況等個人情報等の管理につき、定期的に検査を行う。また、甲は、特に必要と認めた場合には、乙に対し、個人情報等の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に乙の関係場所に立入調査をさせることができる。
- 9 診療業務に関し事故等が発生した場合は、乙は、速やかに、その内容を甲に報告するものとする。

(その他)

第10条 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第11条 この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。